

**「生活困窮」「孤独・孤立」対策支援
(令和7年度「プラットフォーム活動支援団体」)
公募要領**

1 事業概要

徳島県では、「生活困窮者自立支援プラットフォーム」及び「とくしま孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」(以下「生活困窮・孤独孤立支援プラットフォーム」という。)を設置し、180を超える官民支援機関と連携した支援体制を構築しています。

長期化する物価高騰等の影響から、生活困窮者を取り巻く状況は、これまで以上に苦しい状況となっており、生活困窮が原因で、孤独・孤立状態に陥るといったケースも多く、「生活困窮」と「孤独・孤立」の一体的解決に向けた取組が必要となります。

特に、孤独・孤立については、不登校・ひきこもりをはじめ、8050問題などの地域課題が増加しており、その解決が急務となっています。

そこで、生活困窮・孤独孤立支援プラットフォームと連携して、「生活困窮」「孤独・孤立」対策支援として、新たな活動に取り組む民間団体を募集します。

2 公募概要

(1) 募集団体数

10団体程度

(2) 応募資格（次のア～ウの全ての要件を満たす団体）

ア 県内において、生活に困っている方々に対する支援活動の実績を有する団体、または、支援活動を行う能力があると認められる団体であること。

イ 今後「生活困窮・孤独孤立支援プラットフォーム」をはじめ、県や市町村、自立相談支援機関等と連携して、支援活動に取り組む団体であること、または、既に取り組んでいる団体であること。

ウ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

(3) 助成対象事業

長期化する物価高騰等の影響により、多様化かつ増大する支援ニーズに対応するため、民間団体が行う「生活困窮や孤独・孤立に陥っている若者に対する新たな支援活動（対象事業は、2（4）のとおり）」で、県補助金終了後も継続して実施する予定の取組に要する経費に対して助成します。

(4) 対象事業

民間団体が開催する若い世代を対象とした「不登校・ひきこもりの解消」に向けて、新たに取り組む事業が対象となります。

(代表事例) ※複数の事業の組み合わせも可

(A) ひきこもりの方への相談支援体制の構築

- ・身近な相談場所の開設・運営
- ・アウトリーチによる相談支援
- ・オンラインを活用した支援活動

(B) 居場所づくり支援

- ・地域で設置する居場所づくり
- ・フリースクール体験会

(C) 交流促進

- ・ひきこもり経験者との交流会
- ・スポーツ、文化、アニメ、ゲームなどを通じた交流促進
- ・学習支援、職業体験、防災訓練、作業・労働・奉仕を通じた体験交流
- ・オンラインを活用した交流会

(D) 支援者支援

- ・活動を行う支援者への「心のケア」スキルの講習会
- ・ひきこもりの家族を持つ方への講習会、交流会

(E) その他

- ・(A)～(D)のほか、地域課題の解決に資すると考える団体独自の活動

(5) 助成（補助）内容

補助率10／10、1団体あたり最大50万円

※ 従来から実施している活動に係る経費や団体等運営費などは補助対象外です。

※ 県からの交付決定以降に支払う経費が対象となり、県からの交付決定以前に支払いを終えている経費は補助対象外です。

※ 選定等の結果によっては、50万円より少ない額となる場合もあります。

(6) 助成対象事業の決定方法

助成対象事業の決定は、「生活困窮・孤独孤立支援プラットフォーム」内に設ける「選定会議（1月初旬）」において、応募団体が行う新たな取組が必要な取組であると認められた場合に、助成対象として決定する予定です。

なお、助成対象として決定した団体は、「生活困窮・孤独孤立支援プラットフォーム」へ参画いただき、今後、連携して継続的な支援活動に取り組んでいただくとともに、生活困窮・孤独孤立支援プラットフォームに出席いただき、取り組んだ支援活動の内容を報告していただきます。

(7) 注意事項

- ・ 国や県、他自治体などから、補助や支援を受けている（受ける予定）取組に対する対応は、当助成金の対象となりませんので、ご注意ください。
- ・ ただし、助成対象経費が重複しなければ、当助成金に応募していただいても問題ありません。不明な場合は、ご相談ください。

3 応募方法等

(1) 必要書類（次のア～ウの全ての書類が必要となります。）

- ア 応募申込書（別紙）
- イ 応募団体の概要が分かる資料（任意資料で可）
- ウ これまでの活動実績が分かる資料（任意資料で可）

(2) 応募方法

下記提出先まで「メール」、「郵送（特定記録）」又は「持参」のいずれかの方法で提出してください。

(3) 公募期間

令和7年12月4日（木）から令和7年12月24日（水）17時まで（必着）

4 提出先（問い合わせ先）

徳島県 保健福祉部 地域共生推進課（地域共生担当）

- 所在地：〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
- 電話番号：088-621-2938
- FAX番号：088-621-2913
- メールアドレス：chiikikyouseisuishinka@pref.tokushima.lg.jp